

議第207号

呉市農村コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

呉市農村コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市農村コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例

呉市農村コミュニティ施設設置条例（平成15年呉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第3条，第6条，第6条の2関係） 下蒲刈農村環境改善センター		別表第1（第3条，第6条，第6条の2関係） 下蒲刈農村環境改善センター	
施設名	使用料	施設名	使用料
多目的ホール	1日につき <u>10,6,000円</u>	多目的ホール	1日につき <u>84,800円</u>
農業研修室	1日につき <u>38,000円</u>	農業研修室	1日につき <u>26,600円</u>
和室A	1日につき <u>19,000円</u>	和室A	1日につき <u>13,300円</u>
和室B	1日につき <u>19,000円</u>	和室B	1日につき <u>13,300円</u>
調理実習室	1日につき <u>20,000円</u>	調理実習室	1日につき <u>14,000円</u>
農産物加工室	1日につき <u>23,000円</u>	農産物加工室	1日につき <u>16,100円</u>
別表第2（第3条，第6条，第6条の2関係） 川尻転作促進研修所		別表第2（第3条，第6条，第6条の2関係） 川尻転作促進研修所	
施設名	使用料	施設名	使用料
第1研修室	1日につき <u>11,000円</u>	第1研修室	1日につき <u>7,700円</u>
第2研修室	1日につき <u>17,000円</u>	第2研修室	1日につき <u>11,900円</u>
料理実習室	1日につき <u>12,000円</u>	料理実習室	1日につき <u>8,400円</u>
別表第3（第3条，第6条，第6条の2関係） 豊農業団地センター		別表第3（第3条，第6条，第6条の2関係） 豊農業団地センター	
施設名	使用料	施設名	使用料
会議室A	1日につき <u>10,000円</u>	会議室A	1日につき <u>7,000円</u>

会議室B	1日につき <u>10,000</u> 円
研修室	1日につき <u>14,000</u> 円

会議室B	1日につき <u>7,000</u> 円
研修室	1日につき <u>9,800</u> 円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

農村コミュニティ施設の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。

議第208号

ふるさと産品加工施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
 ふるさと産品加工施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

ふるさと産品加工施設設置条例の一部を改正する条例

ふるさと産品加工施設設置条例（平成15年呉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
別表第1（第3条，第6条，第6条の2関係） 海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センター	別表第1（第3条，第6条，第6条の2関係） 海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センター																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産品販売所</td> <td>1月につき <u>180,000円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	略		産品販売所	1月につき <u>180,000円</u>	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産品販売所</td> <td>1月につき <u>216,000円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	略		産品販売所	1月につき <u>216,000円</u>	略					
施設名	使用料																				
略																					
産品販売所	1月につき <u>180,000円</u>																				
略																					
施設名	使用料																				
略																					
産品販売所	1月につき <u>216,000円</u>																				
略																					
別表第2（第3条，第6条，第6条の2関係） 姫ひじき塩の家	別表第2（第3条，第6条，第6条の2関係） 姫ひじき塩の家																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製塩施設</td> <td>1月につき <u>108,000円</u></td> </tr> <tr> <td>製塩倉庫</td> <td>1日につき <u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>製塩体験施設</td> <td>1回5人までは<u>11,000円</u>，6人目以降は一人当たり<u>2,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	製塩施設	1月につき <u>108,000円</u>	製塩倉庫	1日につき <u>1,000円</u>	製塩体験施設	1回5人までは <u>11,000円</u> ，6人目以降は一人当たり <u>2,000円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製塩施設</td> <td>1月につき <u>129,600円</u></td> </tr> <tr> <td>製塩倉庫</td> <td>1日につき <u>1,500円</u></td> </tr> <tr> <td>製塩体験施設</td> <td>1回5人までは<u>13,200円</u>，6人目以降は一人当たり<u>2,400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	製塩施設	1月につき <u>129,600円</u>	製塩倉庫	1日につき <u>1,500円</u>	製塩体験施設	1回5人までは <u>13,200円</u> ，6人目以降は一人当たり <u>2,400円</u>				
施設名	使用料																				
製塩施設	1月につき <u>108,000円</u>																				
製塩倉庫	1日につき <u>1,000円</u>																				
製塩体験施設	1回5人までは <u>11,000円</u> ，6人目以降は一人当たり <u>2,000円</u>																				
施設名	使用料																				
製塩施設	1月につき <u>129,600円</u>																				
製塩倉庫	1日につき <u>1,500円</u>																				
製塩体験施設	1回5人までは <u>13,200円</u> ，6人目以降は一人当たり <u>2,400円</u>																				
別表第3（第3条，第6条，第6条の2関係） 倉橋農産加工センター	別表第3（第3条，第6条，第6条の2関係） 倉橋農産加工センター																				
略	略																				
別表第4（第3条，第6条，第6条の2関係） 豊浜水産加工センター	別表第4（第3条，第6条，第6条の2関係） 豊浜水産加工センター																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海草下処理室</td> <td>1日につき <u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>魚介類下処理室</td> <td>1日につき <u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>加工室</td> <td>1日につき <u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>こん包室</td> <td>1日につき <u>4,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	海草下処理室	1日につき <u>4,000円</u>	魚介類下処理室	1日につき <u>4,000円</u>	加工室	1日につき <u>4,000円</u>	こん包室	1日につき <u>4,000円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海草下処理室</td> <td>1日につき <u>2,800円</u></td> </tr> <tr> <td>魚介類下処理室</td> <td>1日につき <u>2,800円</u></td> </tr> <tr> <td>加工室</td> <td>1日につき <u>4,800円</u></td> </tr> <tr> <td>こん包室</td> <td>1日につき <u>3,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	海草下処理室	1日につき <u>2,800円</u>	魚介類下処理室	1日につき <u>2,800円</u>	加工室	1日につき <u>4,800円</u>	こん包室	1日につき <u>3,200円</u>
施設名	使用料																				
海草下処理室	1日につき <u>4,000円</u>																				
魚介類下処理室	1日につき <u>4,000円</u>																				
加工室	1日につき <u>4,000円</u>																				
こん包室	1日につき <u>4,000円</u>																				
施設名	使用料																				
海草下処理室	1日につき <u>2,800円</u>																				
魚介類下処理室	1日につき <u>2,800円</u>																				
加工室	1日につき <u>4,800円</u>																				
こん包室	1日につき <u>3,200円</u>																				

円		円	
別表第5（第3条，第6条，第6条の2関係） 豊ふれあい農産加工センター		別表第5（第3条，第6条，第6条の2関係） 豊ふれあい農産加工センター	
施設名	使用料	施設名	使用料
主調理室，下調理室， 製品包装室及び控室	1日につき <u>1</u> <u>2,000円</u>	主調理室，下調理室， 製品包装室及び控室	1日につき <u>1</u> <u>4,400円</u>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前になされた申請に係る使用料については，なお従前の例による。

（提案理由）

海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センターほか3施設の使用料の額の改定をするため，この条例案を提出する。

議第209号

ふるさと体験交流施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
ふるさと体験交流施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

ふるさと体験交流施設設置条例の一部を改正する条例

ふるさと体験交流施設設置条例（平成17年呉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第6条，第6条の2関係）		別表（第6条，第6条の2関係）	
施設名	使用料	施設名	使用料
コテージ梶ヶ浜	1棟1泊につき <u>56,000円</u>	コテージ梶ヶ浜	1棟1泊につき <u>73,500円</u>

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については，なお従前の例による。

（提案理由）

コテージ梶ヶ浜の使用料の額の改定をするため，この条例案を提出する。

議第 2 1 0 号

であいの館蒲刈設置条例の一部を改正する条例の制定について
であいの館蒲刈設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

であいの館蒲刈設置条例の一部を改正する条例

であいの館蒲刈設置条例（平成 1 7 年呉市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 3 条，第 6 条，第 6 条の 2 関係）		別表（第 3 条，第 6 条，第 6 条の 2 関係）	
施設名	使用料	施設名	使用料
地域特産品販売コーナー	1 月につき <u>2 7 0</u> ， <u>0 0 0 円</u>	地域特産品販売コーナー	1 月につき <u>3 2 4</u> ， <u>0 0 0 円</u>
軽食コーナー	1 月につき <u>3 3</u> ， <u>9 0 0 円</u>	軽食コーナー	1 月につき <u>5 1</u> ， <u>0 0 0 円</u>

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前になされた申請に係る使用料については，なお従前の例による。

（提案理由）

であいの館蒲刈の使用料の額の改定をするため，この条例案を提出する。

議第211号

グリーンヒル郷原設置条例の一部を改正する条例の制定について
 グリーンヒル郷原設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

グリーンヒル郷原設置条例の一部を改正する条例

グリーンヒル郷原設置条例（平成5年呉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条の3，第4条，第7条，第7条の2関係）		別表第1（第2条の3，第4条，第7条，第7条の2関係）	
施設名	使用料	施設名	使用料
宿泊施設	一人1泊につき <u>2,600円</u>	宿泊施設	一人1泊につき <u>3,100円</u>
サフランⅠ（研修室）	1日につき <u>1</u> <u>6,000円</u>	サフランⅠ（研修室）	1日につき <u>1</u> <u>9,200円</u>
サフランⅡ（研修室）	1日につき <u>1</u> <u>6,000円</u>	サフランⅡ（研修室）	1日につき <u>1</u> <u>9,200円</u>
ローズマリーⅠ（研修室）	1日につき <u>2</u> <u>0,000円</u>	ローズマリーⅠ（研修室）	1日につき <u>2</u> <u>4,000円</u>
ローズマリーⅡ（研修室）	1日につき <u>1</u> <u>6,000円</u>	ローズマリーⅡ（研修室）	1日につき <u>1</u> <u>9,200円</u>
多目的広場	1日につき <u>1</u> <u>5,000円</u>	多目的広場	1日につき <u>1</u> <u>8,000円</u>
ゲートボール場	1日につき <u>2</u> <u>0,000円</u>	ゲートボール場	1日につき <u>2</u> <u>4,000円</u>
別表第2（第4条，第7条関係）		別表第2（第4条，第7条関係）	
施設名	使用料	施設名	使用料
食品加工場	1日につき <u>6,</u> <u>000円</u>	食品加工場	1日につき <u>4,</u> <u>200円</u>
市民農園	1月1区画につき <u>400円</u>	市民農園	1月1区画につき <u>480円</u>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

グリーンヒル郷原の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。

議第 2 1 2 号

呉市農業技術拠点センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

呉市農業技術拠点センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市農業技術拠点センター設置条例の一部を改正する条例

呉市農業技術拠点センター設置条例（平成 1 5 年呉市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 3 条，第 6 条関係） ふれあいの里下蒲刈使用料		別表（第 3 条，第 6 条関係） ふれあいの里下蒲刈使用料	
略		略	
倉橋農業技術拠点センター使用料		倉橋農業技術拠点センター使用料	
施設名	使用料	施設名	使用料
研修室	1 日につき <u>8 1, 9</u> <u>0 0 円</u>	研修室	1 日につき <u>5 7, 4</u> <u>0 0 円</u>
営農相談室	1 日につき <u>3 2, 7</u> <u>0 0 円</u>	営農相談室	1 日につき <u>2 2, 9</u> <u>0 0 円</u>
会議室	1 日につき <u>2 4, 9</u> <u>0 0 円</u>	会議室	1 日につき <u>1 7, 5</u> <u>0 0 円</u>
略		略	

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前になされた申請に係る使用料については，なお従前の例による。

（提案理由）

倉橋農業技術拠点センターの使用料の額の改定をするため，この条例案を提出する。

議第 2 1 3 号

恵みの丘蒲刈設置条例の一部を改正する条例の制定について
恵みの丘蒲刈設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

恵みの丘蒲刈設置条例の一部を改正する条例

恵みの丘蒲刈設置条例（平成 1 7 年呉市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 2 条の 3，第 6 条，第 6 条の 2 関係）		別表（第 2 条の 3，第 6 条，第 6 条の 2 関係）	
施設名	使用料	施設名	使用料
農産物加工施設	1 日につき <u>7, 2 0 0</u> 円	農産物加工施設	1 日につき <u>8, 7 0 0</u> 円
地域食材供給施設	1 月につき <u>2 2 5, 0</u> <u>0 0 円</u>	地域食材供給施設	1 月につき <u>3 3 7, 5</u> <u>0 0 円</u>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については，なお従前の例による。

（提案理由）

恵みの丘蒲刈の使用料の額の改定をするため，この条例案を提出する。